

まん延防止等重点措置の適用に伴う対応について

令和4年1月19日（水）に国は、東京都にまん延防止等重点措置を適用することを決定しました。1月21日（金）以降、東京都にまん延防止等重点措置が適用されている期間は、幼稚園、小中学校において、以下のように新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を講じて教育活動を行います。

1 幼児・児童・生徒に対する指導

(1) 基本的な感染症予防策の再徹底

- ・3密（密閉、密集、密接）の回避の再徹底※一つの密でも避けることを強く徹底
- ・正しい手洗い、咳エチケット（マスクの着用）の再確認
- ※特に、教職員はマスクを着用するよう再度徹底
- ・毎朝の検温及び健康観察の再徹底（体調不良の症状が見られる場合は休養）
- ・教室等の密集の確実な回避（児童・生徒等同士の間隔を可能な限り1m以上確保）
- ・児童・生徒数が多く登校時の密を避けることが難しい学校では、時差登校の実施による3密の回避
- ・教室の換気については30分に1回以上、数分間程度、窓を全開にしたり、2方向の窓を同時に開けて授業を行ったりすることを再徹底（ただし、こまめに2方向の窓を開けて授業を行うと、冬期は教室内が温まらないことも想定されるため、児童・生徒等に対して衣服での調整を行うよう指導するなど適切な対応）

(2) 学習活動について

- ①まん延防止等重点措置が発令されている期間中は、感染症対策を講じてもなお飛沫感染の可能性が高い以下の学習活動は、感染症対策を強化して実施
- ・音楽における歌唱の活動は、換気の良い部屋で前後2m以上、左右1m以上の身体的距離を確保し、必ずマスクを着用した上で実施
 - ・音楽における管楽器（リコーダー等）を用いる活動は、屋外等で前後2m以上、左右1m以上の身体的距離を確保した上で実施
 - ・家庭科における調理実習は、調理器具の使用前後の洗浄や器具を共用する場合の洗浄を行うことができる環境を整えた上で実施
 - ・体育における一時的な身体接触を伴う活動（マット運動、球技におけるゲーム、水泳な

ど)は、児童・生徒等の体力や健康状況を考慮した上で、屋外や体育館、プールなど、十分な換気ができる環境において実施

※柔道の組技、組体操等、身体が密接して一定時間接触する活動は中止

②まん延防止等重点措置が発令されている期間中は、感染症対策を講じてもなお飛沫感染の可能性が高い以下の学習活動は短時間での実施

- ・グループや少人数等での話し合い活動
- ・児童・生徒が対面で操作する実験や観察、実習

※一定時間、顔を寄せ合っでの学習は中止

③オンライン学習等の実施について

- ・感染者の急増が続いていることを踏まえ、小中学校では、急遽、児童・生徒を学校に登校させないことになった際にも翌日からオンライン授業を実施できる準備を進めるとともに、保護者にその旨を事前に周知
- ・小中学校では、オンラインでの授業を希望する児童・生徒がいる場合、オンラインで実施することができる教科については可能な限りハイブリッド型の授業を行うなど、保護者の同意の上で、個別に配慮した対応(オンラインで授業を受けた児童・生徒については、対面の授業と同等の教育課程の履修を認められる場合には、出席扱い。ただし、学習評価ができないなど、教育課程の履修が認められると判断できない場合には、出席停止の扱いとして「特例の授業」として記録。)

(3)部活動について

- ・まん延防止等重点措置が発令されている期間中、部活動の大会は、中学校体育連盟などの加盟団体の判断に沿った対応

※都県境をまたがないで実施できる練習試合・合同練習等は、保護者の同意を得た上で短時間での実施

- ・まん延防止等重点措置が発令されている期間中、部活動の練習は、学校運営を継続するという基本方針に基づき、感染症対策を十分に講じた上で、平日のみまたは、平日に加え土日や休日等の短時間練習の実施

※土日や休日等に練習を開催する場合は、昼食を喫食しなくてもよい時間での練習時間の設定での実施

※大会参加等で昼食を喫食する場合は、教員や部活動指導員の監督下で対面を避けて2m以上の十分な間隔を空けて喫食するなど、喫食時の感染症予防策を徹底

(4)学校行事について

- ・まん延防止等重点措置が発令されている期間中は、児童・生徒等が**全校児童・生徒で一**堂に集まって行う行事を中止

※避難訓練については、学年ごとに避難したり短時間で身体的距離を確保した避難として
りするなど、感染症対策を講じた上で実施

- ・まん延防止等重点措置が発令されている2月13日(日)までの期間中は、都県境をまたぐ移動制限のため、修学旅行等の宿泊及び都県境をまたぐ移動を伴う行事を中止

※ただし、2月13日(日)までの期間に中止した修学旅行等の宿泊及び都県境をまたぐ移動を伴う行事については、今後の感染状況を踏まえ2月14日(月)以降の実施を検討し、実施ができない場合は日帰り等の代替行事の実施を検討

- ・遠足や校外学習等の校外で行う行事は、徒歩での移動、借り上げバスでの移動、保護者の帯同による現地集合解散、電車の車両を別にしたり混雑時を避けたりするなどの公共交通機関の利用時に密を避ける工夫をした上で実施

(5) 昼食や休憩時間における感染症予防策の再徹底

- ・喫食の際、マスクは喫食直前に外し、喫食後は速やかにマスクを着用するよう給食指導を再徹底
- ・児童・生徒等が対面して喫食する形態を避け、会話はしないよう指導を再徹底
- ・休憩時間は、大人数、大声、至近距離での会話はしないよう指導を再徹底

(6) 保護者会、学校公開等について

- ・まん延防止等重点措置が発令されている期間中、期間内に予定している保護者会や学校公開等、幼児・児童・生徒及び教職員以外が来校する行事は、**短時間での開催、人数を分散しての開催、オンラインでの開催またはその併用等の感染症対策を講じた上で実施**

3 家庭における感染症対策の依頼

(1) 家庭における感染症予防策の再徹底

家庭における感染を学校に持ち込まないため、家庭での感染予防の取組を一層徹底するよう改めて保護者に協力を要請

- ・3密の回避、正しい手洗い、咳エチケット(マスクの着用)の再徹底
- ・毎朝の検温及び健康観察の徹底(家族等の同居者に何らかの症状が見られる場合は児童・生徒等を無理せず休養するよう依頼)
- ・十分な換気、手が触れる場所などの消毒、タオルなどの共用の回避
- ・定められた時刻以降の不要不急の外出の回避
- ・不要不急の都県境をまたぐ移動の自粛
- ・家族等の同居者で体調が悪い方や重症化リスクの高い高齢者や基礎疾患のある方の会食の回避

- ・家族等の同居者も含め会食などへの参加を控え、外出先からの帰宅時には、手洗いや消毒などの再徹底

(2)家庭から学校への連絡の再徹底

- ・幼児・児童・生徒本人及び家族等の同居者が、PCR検査を受けた場合、濃厚接触者となった場合、感染が判明した場合の速やかな学校への連絡の再徹底

4 教職員等の健康管理の徹底

(1)基本的な感染症予防策の再徹底

- ・3密の回避、正しい手洗い、咳エチケット(会話や会議の際のマスク着用)の再徹底
- ・毎朝の検温及び健康観察の再徹底(健康状態に不安がある場合は自宅で休養)
- ・委託事業者に対する健康管理の再徹底

(2)昼食や休憩時間における感染症予防策の再徹底

- ・喫食の際、マスクは喫食直前に外し、喫食後は速やかにマスク着用
- ・大人数での喫食は避けるとともに、対面して喫食する形態を避け、会話を回避
- ・休憩時間は、大人数、大声、至近距離での会話を回避

(3)家庭における感染症予防策の再徹底

- ・3密の回避、正しい手洗い、咳エチケット(マスクの着用)の徹底
- ・毎朝検温、健康観察の徹底(同居者等の家族にも協力を再度要請)
- ・十分な換気、手が触れる場所などの消毒、タオルなどの共用の回避
- ・家族等の同居者で体調が悪い方や重症化リスクの高い高齢者や基礎疾患のある方の会食の回避
- ・家族等の同居者も含め会食などへの参加を控え、外出先からの帰宅時には、手洗いや消毒などを徹底

(4)勤務時間外における感染症予防策の再徹底

- ・定められた時刻以降の不要不急の外出の回避
- ・不要不急の都県境をまたぐ移動の自粛
- ・大人数での会食等の自粛
- ・出勤時の可能な限りの混雑回避

現時点における判断であり、今後の感染状況の変化等に伴って、登校・登園の制限や教育活動の内容変更が必要な場合は、状況に応じて見直します。